

消費生活相談の「Web相談」を新たに開始

消費生活相談の利便性向上のため、9月14日からインターネットでも相談の受け付けを開始しました(新宿区ホームページ(右二次元コード)からリンク)。

インターネットで受け付けた相談は、電子メールまたは電話で回答します(原則として、電子メールによる回答は1件につき1回まで)。回答には、2週間程度かかる場合があります。クーリング・オフに関すること等、お急ぎの場合は電話や来所でご相談ください。

※人間関係・労働問題・相続・家族や個人間のトラブル、事業者の方からの事業に関する相談はお受けしていません。

対 区内在住の方

電話・来所相談 新宿消費生活センター(第2分庁舎3階) ☎(5273)3830(土・日曜日、祝日等を除く。▶電話相談は午前9時～午後5時、▶来所相談は午前9時～午後4時30分)

固 消費生活就労支援課消費生活就労支援係 ☎(5273)3834



ヴィレッジ女神湖(長野県立科町)

11月1日～12月11日は全館休館
厨房設備等改修工事のため、全館利用を休止します。

12月20日～令和9年1月5日の利用抽選
詳しくは、同施設ホームページ(右上二次元コード。📄https://megamiko.net/)をご覧ください。



受付窓口 ▶月～金曜日…区保養施設受付(本庁舎1階) ☎(5273)3881(午前9時～午後5時)、▶土・日曜日、祝日等…**㈱日本旅行** ☎(5369)3902(午前10時～午後6時)

対 区内在住・在勤の方と同行者

宿泊日数 3泊4日まで(1グループにつき5室まで)

申 9月25日(必着)まで受付窓口・特別出張所で配布している専用往復はがき(1グループにつき1枚)で申し込めます。結果は全員に10月7日(火)までにお知らせします。当選した方は10月14日(火)までに受付窓口へ電話または直接、利用申請をしてください。期限までに利用申請がない場合、当選結果(予約)は取り消します。抽選後の空室は、通常どおり利用希望日の2か月前の同日～2日前に受付窓口で予約を受け付けます。

区の担当課 教育支援課教育活動支援係 ☎(3232)1058

名誉区民の草間彌生さんが逝去

新宿区名誉区民の草間彌生さん(前衛芸術家・小説家)が8月14日逝去されました(享年97)。

草間彌生さんは、10歳の頃から水玉と網模様をモチーフに絵を描きはじめ、その後、画家を志して水彩、パステル、油彩等を使った幻想的な絵画を制作。昭和32年に渡米し、網目や水玉の増殖するイメージを基にした巨大な平面作品、ソフトスカルプチャー、鏡や電飾を使った環境彫刻等を次々と発表し注目を集めました。

また、ボディ・ペインティング等のハプニングや映画製作、新聞の発行等メディアによる表現にも着手し創作活動の幅を広げました。昭和48年に帰国、帰国後も国内外で美術作品の制作発表を続けながら小説、詩集も多数発表しました。平成5年には第45回ヴェネツィア・ビエンナーレに日本代表として参加し大きな反響を呼び、平成10年～11年にロスアンゼルス・カウンティ・ミュージアム、ニューヨーク近代美術館等で大回顧展を開催。平成23年～24年にはロンドンテートモダン、パリポンピドゥーセンター等で個展を開催し、国内外で高い評価を得ています。平成21年、文化功労者として顕彰され、平成28年には文化勲章を受章しました。

区では平成24年3月、草間彌生さんの社会文化への貢献、功績をたたえ、名誉区民の称号を贈りました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

固 総務課総務係 ☎(5273)3505



令和8年第3回区議会定例会

本会議の様子は新宿区ホームページ(右二次元コード)でご覧いただけます。日程は変更する場合があります。



日程	開会時間	会議・委員会の名称
9月16日(水)	午前10時	本会議(代表質問等)
9月17日(木)		本会議(代表質問・一般質問、議案の提案説明等)
9月18日(金)～10月5日(月) (土・日曜日、祝日等を除く)		決算特別委員会(令和7年度各会計決算の審査)
10月7日(火)・8日(水)		常任委員会(総務区民、福祉健康、環境建設、文教子ども家庭)
10月9日(金)		特別委員会(防災等安全対策、自治・議会・行財政改革等)
10月13日(火)	午後2時	特別委員会(文化観光産業等、本庁舎対策等)
10月15日(水)		本会議(議案の採決、意見書・決議の採決等)

固 議会事務局調査管理係 ☎(5273)3534

キャッシュレス決済をご活用ください

9月24日からeL-QR付き納付書でキャッシュレス決済ができるようになります

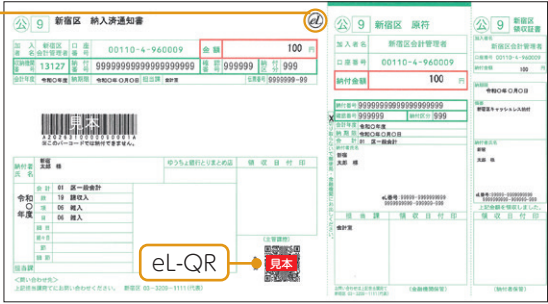
●道路占用料・諸施設使用料等

eL-QRが印字された納付書(右図)で、スマートフォンやパソコン等から、二次元コード決済やクレジットカード決済ができるようになります。

※キャッシュレス決済を利用する場合、領収書は発行されません。



eL-QRでの決済方法



9月24日から窓口でのキャッシュレス決済を拡充します

●各種手数料等

クレジットカード・電子マネー・二次元コード決済で支払える公金を拡充します。

※1回の会計の中で、現金とキャッシュレス決済を併用した支払いはできません。

※窓口でのチャージはできません。

※キャッシュレス決済を利用する場合、領収書は発行されません。

固 会計室会計管理係 ☎(5273)3507

窓口 に設置する
決済端末



窓口キャッシュレスでの決済方法

エルタックス eLTAXやeL-QRのサービスを停止します

eLTAXのシステム更改のため、eLTAXやeL-QRを利用した申告・納付サービスを停止します。詳しくは、eLTAXホームページ(右二次元コード。📄https://www.eltax.lta.go.jp/news/14857)をご覧ください。



📅9月19日(土)～24日(水)午前8時30分

※サービス停止中もコンビニ納付等、バーコードを利用した納付はできます。

●地方税お支払サイトは「eLお支払サイト」になります

eL-QRでキャッシュレス納付の際に利用する地方税お支払サイトは、9月24日(水)から「eLお支払サイト」に名称を変更します。

固 税務課 ▶申告…課税第一係 ☎(5273)4107・課税第二係 ☎(5273)4108、▶納付…収納管理係 ☎(5273)4139(いずれも本庁舎6階)